

## 災害廃棄物等の処理に係る放射線の測定に関する事項

## 1 災害廃棄物等を搬入する場合の放射性セシウム濃度の測定

災害廃棄物及び放射性物質による汚染のおそれのある一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という）を排出する市町村は、受入市町村と協議する前に災害廃棄物等の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、受入市町村への協議の際にその結果書の写しを提出するものとする。

また、継続的に搬入する場合には、2回目以降の測定は、当面の間、原則として1か月に1回実施し、受入市町村に報告すること。

なお、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示される場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）や「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（H23.8.11環境省）等を準用するなど、あらかじめ市町村間で測定の頻度や試料採取方法などについて調整のうえ実施するものとする。

## 2 災害廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者（災害廃棄物等の処分又は保管を行う者（以下「事業者等」という。）は、最終処分場からの放流水、焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、排ガス、排水について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水及び排ガス、排水については1か月に1回、燃え殻及びばいじん等については搬出の都度とする。

なお、空間放射線量率が急に高くなった場合、処理する廃棄物の種類や性状に変更がある等の場合には、上記に関わらず速やかに放射性セシウム濃度を測定すること。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向がみられる場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

空間放射線量率の測定は、当面の間、処理施設がある敷地出入り口付近において週1回以上測定するものとする。

## 3 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー等とし、空間放射線量率の測定については、シンチレーションサーベイメータ等により地上1mで行うことを基本とする。

(1) 搬入する産業廃棄物、燃え殻、ばいじん等を測定する際の検出下限値については、放射性セシウム濃度は50Bq/kg（セシウム134とセシウム137の検出下限値がそれぞれ25Bq/kg以下であること。）程度であることが望ましい。

(2) 放流水及び排ガス、排水を測定する際の検出下限値については、10Bq/L、1Bq/m<sup>3</sup>N（セシウム134とセシウム137の検出下限値がそれぞれ5Bq/L、0.5Bq/m<sup>3</sup>N以下であ

ること。)程度であることが望ましい。

(3) 空間放射線量率は $0.01 \mu\text{Sv/h}$ 程度が確保できることが望ましい。

#### 4 測定結果の報告等

(1) 受入市町村は、上記1により災害廃棄物等を排出する市町村から放射性セシウム濃度の測定結果の報告があった場合は、その都度、処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。

総合支庁環境課は、受入市町村から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

(2) 事業者等は、上記2により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月10日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。

総合支庁環境課は、事業者等から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

なお、上記2の測定により放射性セシウム濃度が基準を超えた場合又は敷地境界での空間放射線量率が $0.19 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合には、前記にかかわらず直ちに循環型社会推進課に報告するものとする。

#### 5 結果の公表等

県は、上記4の報告内容を公表する。